

令和4年度山形県3R研究開発事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、廃プラスチック類、燃え殻・ばいじん、食品廃棄物、使用済み瓦等をはじめとした廃棄物分野において、地域の特性を活かした3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）技術の研究開発を推進するため、事業者等が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルに係る研究開発等に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者
 - (2) 2以上の前号の事業者で構成される団体
- 2 この要綱において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、令和4年度において事業者等が行う別表第1の補助対象事業で、令和4年度山形県3R研究開発事業費補助金募集要領に基づき知事が採択した事業とし、補助金の額は、別表第2に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額に別表第1の補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、金5,000千円のいずれか低い額以内とする。

2 令和3年度山形県3R研究開発事業費補助金の交付決定を受けた事業で、年度を連続して2回目の交付決定を受けて実施される事業のために支出する経費については、令和4年4月1日以降に要する別表第2に掲げる全ての経費とする。

(交付申請)

第4条 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号、様式第1号の1から様式第1号の7）
 - (2) 財務諸表（過去3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等。創業後、未決算である場合には決算見込のもの）
 - (3) 定款又は寄附行為
 - (4) 登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人事業者である場合には、住民票抄本）
 - (5) 申請者が現に行う業務の概要を記載したパンフレットその他参考となる資料
 - (6) その他知事が必要と認める資料
- 2 事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付の決定を行う場合において、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表第2の補助対象経費の各経費区分の欄に掲げる経費ごとに3割を超える増減であり、かつ、その増減額が1万円を超えるもの

(2) 補助事業の目的及び内容の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号、様式第2号の1及び様式第2号の2）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書は、令和4年11月30日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第5号）を添付して令和4年12月15日まで知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第3項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは承認を受ける日）から10日を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第6号、様式第6号の1及び様式第1号の2）

(2) 補助事業の成果、実施結果等がわかる資料、サンプル品等

(3) 補助事業の実施に係る支出状況がわかる資料（見積書、契約書、請求書、領収書、帳簿等）の写し

2 事業者等は、前項の報告において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 事業者等は、前項の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第7号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 事業者等は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 事業者等は、規則第21条に規定する収入支出書等の帳簿等について、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及びこの要綱の第13条第1項の規定により処分が制限されているもの（以下「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。

(財産の管理)

第12条 事業者等は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）については、補助金の交付を受けて取得した等を見やすい場所に表示しなければならない。また、補助事業の完了後も、財産等管理台帳（別記様式第9号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書の規定により知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産について、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 規則第22条の規定により、知事の承認を受けようとするときは、取得財産等の処分承認申請書（別記様式第10号及び様式第10号の1）に理由書を添えて提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第14条 事業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業完了の年度の翌年度から5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得等届出書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(収益報告)

第15条 事業者等は、補助事業完了の年度の翌年度から5年間、年度終了後30日以内に補助事業に係る収益の状況について、収益報告書（別記様式第12号及び様式第12号の1）を知事に提出しなければならない。

なお、令和3年度以前から引き続き、年度を連続して複数回の交付決定を受けた補助事業者等は、最後の交付決定を受けた年度の翌年度から収益報告書を提出するものとする。

2 事業者等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告対象年度の翌年度から5年間整理保存しておかなければならない。

(収益納付)

第16条 知事は、収益報告書により、事業者等が産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定、補助事業の実施結果の事業化・商品化又はその他の当該補助事業の実施結果の他者等への供与により収益が生じたと認めたときは、当該事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(事業の公表及び成果の発表)

第17条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、事業者等名、市町村名、補助金額等を公表できるものとする。また、必要に応じて、事業者等に補助事業の成果の発表を行わせることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助率
1 廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発、既存技術の改良、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等	2分の1
2 上記の事業のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 廃棄物の発生抑制をより一層推進する必要がある、「廃プラスチック類」、「燃え殻・ばいじん」、「食品廃棄物」、「使用済み瓦」の発生抑制やリサイクルに資する研究開発 (2) 県内に本社及び製造拠点を有する者が実施する事業	3分の2

※ 同テーマの研究開発で、前年度又は前々年度の当補助事業の成果を基にし、かつ、年度を連続して行うものに関し、交付決定を初めて受けた年度を合わせて3か年度まで、各年度に係る交付申請を行うことができるものとする。

別表第2

補助対象経費(※1)		
No.	経費区分	内 容
1	原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
2	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入(一時的に使用する場合を除く。)、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
3	外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
4	謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
5	費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
6	委託費	検査分析・試験等に要する経費
7	共同研究費(※2)	共同研究者への研究委託(共同研究契約に基づく共同研究者への研究委託費)等に要する経費
8	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※1 次に掲げる経費については、上記にかかわらず、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 他の機関への委託によって安価に試験することが可能な機械装置等
- (3) 補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- (4) 使用実績の把握が困難な材料等
- (5) その他、補助事業の実施に関連性のない経費

※2 共同研究費については、原則として補助対象経費総額の3分の2を超えることはできない。

なお、事業実施に伴い、共同研究費以外の経費の削減若しくは、共同研究費の増により、やむを得ず共同研究費が補助対象経費総額の3分の2を超えることとなる場合は、要綱第6条第1項第1号の規定にかかわらず、同条第2項による事業計画変更承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。